平成２８年（フ）第９５１号
千葉市稲毛区穴川３丁目11番79号内藤ビル１階
破産者　有限会社ステラセブン
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９５２号
千葉市稲毛区山王町18番地１　グレート山王103号
破産者　内田　幸宏
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０４号
大阪府和泉市伏屋町３丁目７番９号
破産者　ティーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４２７号
札幌市手稲区曙１条１丁目２番34号
破産者　株式会社Ａｃｃｉｓｔ
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４２８号
札幌市手稲区富丘３条２丁目４番10号
破産者　Ｐｌｕｓｔ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０５号
千葉市中央区松波３丁目11番３号　コスモ千葉松波101号
破産者　黒田　　寛
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４７号
川崎市幸区南幸町１丁目38番地
破産者　株式会社矢吹工務店
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５４号
川崎市多摩区南生田６丁目７番17号
破産者　株式会社魁一
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
神戸市西区神出町北794番地の４
破産者　株式会社ツインソフト
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県養父市大屋町中1473番地、商業登記簿上の本店所在地兵庫県養父市大屋町筏520番地の３
破産者　有限会社本田組
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
島根県大田市久手町刺鹿736番地11
破産者　有限会社三谷工業
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第６号
北海道網走市字大曲34番地
破産者　有限会社友愛荘
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
青森市卸町１番１号
破産者　株式会社ねっと市場あおもり
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
千葉県富里市御料873番地８　（ファーチャ・イターナル201）
破産者　中村　昂央
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８１０号
東京都多摩市南野２丁目30番地の５サンクレスト102
破産者　伊東　孝也
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３６号
東京都狛江市東和泉４丁目１番19―104号
破産者　関澤　哲夫
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
岡山市中区平井４丁目24番４号
破産者　有本　浩文
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２７号
岡山市東区金岡西町897番地17
破産者　坂本　庄一
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６号
岡山市北区大供表町８番20号オレンジ大供107号室、開始決定時の住所岡山県瀬戸内市邑久町豆田660番地１
破産者　末石　博揮
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
愛媛県四国中央市土居町北野甲1267番地１
破産者　ライズ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県直方市大字上新入1766番地12
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第８８号
千葉県袖ケ浦市福王台１丁目11番地15
破産者　大島　康義
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部